

オール電化住宅に関する告知書

本書は、**高機能住宅割引(オール電化)**を弊社火災保険契約に適用する際に必ずご提出ください。もし下記内容が事実と異なっていた場合には、保険契約が解除されたり、保険金の支払いを受けられないことがあります。

保険の目的である建物が、すべての給湯設備、厨房設備(注1)、冷暖房設備(注2)を電気ではない、以下の基準を満たす場合に高機能住宅割引(オール電化)が適用できます。

1. 給湯設備に電気温水器、エコキュートを使用していること
2. 厨房設備に電気クッキングヒーター（IHクッキングヒーター、ハロゲンヒーター、ラジエントヒーターなど）を使用していること
3. 冷暖房設備にエアコン、蓄熱式暖房機、電気ストーブ等の電気機器を使用していること

(注1) カセット型ガスコンロの補助的な使用を問いません。

(注2) 灯油暖房機器を使用する場合で、冷暖房の電気機器への補助的な使用を問いません。

保険期間中に保険の目的である建物が本割引の対象となくなつた場合には、ご契約の代理店・扱者または弊社にご通知ください。ご通知がないと、変更の後に生じた損害について、お支払いする保険金が削減される場合があります。

告知日 平成 年 月 日

東京海上日動火災保険株式会社 御中

下記火災保険契約の保険の目的である建物が、上記のオール電化住宅の基準を満たしていることに相違ありません。

契約者 (署名・捺印)	印
証券番号	
保険期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日